

第59号議案

令和2年度芦屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度芦屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度芦屋市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 病院事業収益	5,846,115 千円	123,600 千円	5,969,715 千円
第3項 特別利益	1,000 千円	123,600 千円	124,600 千円
	支 出		
（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 病院事業費用	5,821,092 千円	123,600 千円	5,944,692 千円
第3項 特別損失	30,000 千円	123,600 千円	153,600 千円

令和2年8月31日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

令和2年度芦屋市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収益的収入

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業収益	5,846,115	123,600	5,969,715	
3	特別利益	1,000	123,600	124,600	
	2 その他特別利益	0	123,600	123,600	(節) その他特別利益 123,600

収益的支出

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業費用	5,821,092	123,600	5,944,692	
3	特別損失	30,000	123,600	153,600	
	2 その他特別損失	0	123,600	123,600	(節) その他特別損失 123,600

兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（医療分）

事業目的

医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、

- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 医療機関での集団感染の発生状況

から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

慰労金の支給対象施設・対象者及び慰労金単価

区分	対象施設・対象者	慰労金単価
対象施設	A 県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた施設（宿泊療養施設含む）	20万円 （※1）
	B 県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス感染症患者等の受入がなかった施設	10万円
	C 感染症対策に一定の役割を担った施設（※4）	5万円 （※2）
対象者	上記の医療機関等に、 <u>対象期間（3/1（※3）～6/30）中に10日以上勤務し、患者と接する従事者</u> ★国基準により判断	

（※1） 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合は10万円

（※2） 実際に新型コロナウイルス感染症患者の入院患者を受け入れている場合は20万円（ただし、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等は5万円）

（※3） 兵庫県内における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日

（※4） 感染症対策に一定の役割を担った施設とは、次のいずれかに該当する医療機関等とする。

区分	説明
(1) 2次救急輪番等を代替	新型コロナウイルス感染症患者等への対応のため、本来業務である救急患者の受け入れを制限した2次救急医療機関等を補完した医療機関
(2) その他救急・急患に対応	(1)以外での救急医療や、休日夜間等において、疑い患者等の急患への対応を実施した医療機関
(3) 疑い患者に対応	発熱や咳等の症状が継続している等の疑い症例を有する患者への診療を実施し、必要な対応を行った医療機関等
(4) 飛沫感染等のリスクへの対応	飛沫感染等による感染リスクが高い中、患者への診療を実施した医療機関等
(5) 感染症対策を実施	患者等に帰国者・接触者相談センター等への相談等の指導や感染症拡大防止に資する普及啓発（直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等）を行った医療機関等

★ 国の基準による従事者の範囲には、当該医療機関等が雇用する医療従事者や職員のほか、派遣労働者及び委託業者の職員も含まれる（資格、職種や雇用形態等による限定はなし）。